

工期設定における猛暑日の取り扱いについて

(令和6年4月より)

○目的

建設業の働き方改革を推進し、労働環境の改善を図ることを目的として、猛暑日（WBGT 値31以上）の日数を見込んだ工期とします。

○実施内容

土木工事

当初の工期に見込むとともに、現場説明書にその日数を明示します。

営繕工事

当初の工期には見込まず、契約約款第22条に基づき受注者からの請求により協議します。

※協議については、受注者より根拠となる資料（気温や湿度などが高く作業が困難な状況であることが分かるもの）及び工期延長期間を提示してください。

○適用日

令和6年4月1日